

別表第2(第11条、第18条関係)

施設		区分		使用料		
				昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	
市民 体育館	競技場	団体	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき 1,010円	1時間につき 1,520円
				入場料・会費等を徴収する場合	1時間につき 3,050円	1時間につき 3,560円
		上記以外に使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき 3,050円	1時間につき 3,560円	
			入場料・会費等を徴収する場合	1時間につき 8,140円	1時間につき 9,160円	
			興行、展示、催し物等、営利を目的として使用する場合	1時間につき 40,740円	1時間につき 42,770円	
		照明施設を使用する場合		全面・全灯1時間につき 3,050円		
	個人	高校生以下		1回につき 100円	1回につき 150円	
		一般		1回につき 200円	1回につき 250円	
	トレーニングルーム(2階)			1時間につき 810円	1時間につき 1,010円	
				照明施設については1時間につき 200円		
	会議室			1時間につき 300円	1時間につき 400円	
	トレーニングセンター(1階)			1回につき 300円		
			回数券	6回分 1,500円		
			定期券	1カ月 2,540円 3カ月 6,110円 6カ月 10,180円		
ウエイトリフティング場	個人	高校生以下		1回につき 100円	1回につき 150円	
		一般		1回につき 200円	1回につき 250円	
	団体		1時間につき 400円	1時間につき 500円		
			照明施設については1時間につき 100円			

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
- 3 競技場またはトレーニングルームの半面を使用する場合は、各使用料の半額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 4 準備のために使用する場合は、各使用料の半額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。